

わが国企業の海外事業資金の円滑化に関する緊急要望

社団法人 関西経済連合会

昨年秋より米国から世界に広がった金融・経済危機は、わが国経済全体を急激に冷え込ませている。これに対応するため、政府は昨年12月19日に「生活防衛のための緊急対策」を決定し、合計64兆円規模の景気対策を打ち出した。

この中で、金融市場および資金繰り対策として、「国際協力銀行（JBIC）を活用した日本企業の海外事業向け資金調達等の支援」が盛り込まれ、12月26日に政府は、JBICが先進国における日本企業の特定事業に対して臨時に信用供与することを認めた。

今回の世界同時不況においては、これまでグローバル化の急速な進展に対応してきた、わが国企業が、資金調達だけでなく、さまざまな海外事業において、かつてない世界規模の急激な変調を多大に受けることが十分に予想される。アジアとのつながりが深い関西経済にあっても、多くの企業が深刻な景気後退の影響を受け、その対応に苦慮しているところである。

こうした観点に立って、当会では政府にはメリハリの効いた施策の実施を求め、財務省はじめ関係省庁に対し、下記の諸点を緊急に要望する。

記

1．必要な資金確保と施策の早急実施

企業の年度末資金繰り手当てに間に合うよう、JBICが十分な資金規模を確保し早急に実施すべく、政府の措置を可及的速やかに完了すべきである。

2．全業種を対象分野に設定

主務大臣(財務大臣)が告示で定めることになっている対象事業については、今回の世界同時不況の影響は、不測の事態も予測され、予期しなかった産業分野で問題が急に顕在化する可能性があること、金融危機の影響で、民間金融機関が十分資金供給できる状況になく、当面は政府のセーフティネットが十分用意されるべきであることなどから、業種を絞らず全業種とすべきである。

3．期限及びモニタリング条項の設定

一方で、今回の措置は、あくまで緊急かつ限定的なものとして位置づけるべきであり、期限を当面1年程度に区切ることを条件とすべきである。また、経済状況に柔軟に対応し、当該施策を期限内でも定期的に見直すとともに、場合によっては、民間金融機関への役割移行も視野に入れつつ、措置の縮小・停止ができるような、一種のモニタリング条項を設定すべきである。

以上